

食品安全委員会第27回会合議事録

1．日時 平成16年1月15日（木） 14:00～15:13

2．場所 委員会大会議室

3．議事

(1) 国内における高病原性鳥インフルエンザの発生について

(厚生労働省、農林水産省からの報告)

(2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

・ B S E 発生国からの牛受精卵の輸入

・ 疾病に罹患した肉等の廃棄基準

・ 農薬ピリダリル

・ イミダクロプリドを主成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤（ノックベイト）

(3) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等について（12月分）

(4) その他

4．出席者

(委員)

寺田委員長、小泉委員、坂本委員、寺尾委員、中村委員、本間委員、見上委員

(説明者)

厚生労働省 外口大臣官房参事官

農林水産省 栗本衛生管理課長

(事務局)

梅津事務局長、一色事務局次長、岩淵総務課長、村上評価課長、藤本勧告広報課長、

杉浦情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官、宮寄評価調整官

5．配布資料

資料1 - 1 高病原性鳥インフルエンザの発生について

資料1 - 2 国内における高病原性鳥インフルエンザの発生について

- 資料 2 - 1 牛海綿状脳症（BSE）発生国からの牛受精卵の輸入について
- 資料 2 - 2 疾病に罹患した家畜の肉等の廃棄基準の見直しに係る食品健康影響評価について
- 資料 2 - 3 ピリダリルに係る食品健康影響評価に関する審議結果について
- 資料 2 - 4 イミダクロプリドを主成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤（ノックベイト）の食品健康影響評価について
- 資料 3 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等について（12月分）

6．議事内容

寺田委員長 ただいまから「食品安全委員会」第27回の会合を開催いたします。本日は7名全員御出席でございます。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料に「食品安全委員会（第27回会合）議事次第」というのがございますので、御覧ください。

本日は、議題1の関係で厚生労働省から外口大臣官房参事官、南監視安全課長がおいでになるはずですが、それを待っておったので、おいおい来られると思います。それから、農林水産省から栗本衛生管理課長が御出席になっております。

それではまず、お手元の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は7点でございます。資料1-1が厚生労働省作成資料でありまして、「高病原性鳥インフルエンザの発生について」、資料1-2が農林水産省作成の資料で「国内における高病原性鳥インフルエンザの発生について」、資料2-1が「牛海綿状脳症（BSE）発生国からの牛受精卵の輸入について」、資料2-2が「疾病に罹患した家畜の肉等の廃棄基準の見直しに係る食品健康影響評価について」、資料2-3が「ピリダリルに係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料2-4が「イミダクロプリドを主成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤（ノックベイト）の食品健康影響評価について」、資料3が「食の安全ダイヤル」に寄せられました質問等について（12月分）であります。皆さんお手元でございますね。

それでは、議題の1から入っていくところでございますが、厚生労働省の方が来ておられないようなので、2番の「食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について」、委員の先生方、そこから始めましてよろしいですか。

それでは、議事の1番は後からすることしまして、議事の2の「食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について」、まず、BSE発生国からの牛受精卵の輸入に関しまして、これは資料の2-1から始まりまして、事務局側から説明をお願いいたします。

村上評価課長 それでは、BSE発生国からの牛受精卵の輸入について、資料2-1に基づきま

して御説明をさせていただきます。

本件につきましては、時間的経緯を申し上げますと、資料 2 - 1 の後ろから 2 枚目を御覧いただきたいと思っております。「参考 1」というのがございますが、ここに本件につきましての審議の経過が書いてございます。

本件につきましては、昨年10月31日に農林水産大臣より食品健康影響評価の要請をいただきまして、11月13日の第19回食品安全委員会におきまして、農林水産省から本委員会が意見の聴取を行ったものであります。その後、11月27日に第3回食品安全委員会プリオン専門調査会において調査審議いたしまして、12月4日にその調査審議の結果を第22回の食品安全委員会に調査会報告書の案を御報告いたしまして、この案をもって御意見、情報の募集をしてもよろしいかということをお伺いして、御了解をいただいた上で12月4日から本年1月6日までの間、専門調査会報告書（案）に対しまして意見の募集を行っていたものであります。

その結果といたしまして、最後のページに「参考 2」というのがついてございますが、この2件の御意見が提出されまして、それぞれにつきましては、その右の欄にありますような専門調査会の回答を専門調査会としては作成いたしまして、これによって、当初の専門調査会報告書は変更する必要がないという専門調査会の結論となりましたので、本日、食品安全委員長あてプリオン専門調査会の座長より報告があったものでございます。14日付けで報告のあったものでございます。

内容について簡単に御説明をさせていただきます。

牛の受精卵につきましては、BSEの発生国からの輸入停止措置を講じているところでございます。3ページを御覧いただきますと、牛受精卵の輸入数量が表になってございますが、それぞれ発生をした後は、例えば、カナダにつきましては、2003年10月までのところの欄に件数と数量が入ってございますけれども、これは15年カナダでBSEが発生した以降は輸入をしていないということでございます。このような形でBSEの発生国からの牛の受精卵の輸入は禁止されているわけでございますが、これについては専門調査会といたしましては、資料 2 - 1 の2ページの4のところでございますように、4に書いてあるような科学的知見に基づいて御議論をしたわけでございます。

(1)のところを書いてございますが、受精卵を介したBSEの伝達性につきましては、Wrathallらの実験の報告がございまして、BSEに感染した雌牛に人工受精を施して、国際的な標準的受精卵の採取の過程によって採取された受精卵を別の雌牛に対して移植をし、かつ、それから生まれ子牛について生後7年間、母牛についても移植後7年間経過の観察をして、いずれもBSEの症状はなかったというデータがございます。

それから、移植された雌牛及びそれから生まれた子牛のすべての脳について、病理組織学的所見、免疫組織化学的検査、電顕による検査等を実施しましたがけれども、BSEは陰性だった等々のデー

夕に基づいて議論をしたわけでございます。

それで3ページの5のところ、専門調査会としての結論が書いてございますが、専門調査会での御結論は、「当専門調査会は、牛海面状脳症発生国からの牛受精卵に輸入に係る食品健康影響評価について審議を行った結果、現在の知見では、牛受精卵によってBSEが伝達されるという科学的根拠はなく、国際受精卵移植学会の勧告に従って採取・取り扱われた牛受精卵によるBSEのヒトへの食品健康影響については無視できると考える。」という御結論案でございました。

これに対して御意見が2つあったということをお紹介いたしましたが、参考の2を御覧ください。最後のページでございます。

御意見の1番目のものは、そこに箇条書きに書いてございますが、「日本で確認されたすべてのBSE感染牛について、未だに原因がわからないままの状態であり、とてもBSE発生国からの牛受精卵の輸入を認可する段階にはないと言わざるを得ない。

それから、輸入受精卵からの病気の拡大も否定できない状況にあり、また、感染母牛から受精卵へは感染しないという見解も確定したものではない。

それから、『牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法』の範囲に受精卵は入っていないため、BSE牛が生じたとしても原因不明となる可能性がある。

これまでの感染牛の原因を明確にするとともに、新型のBSEや英国における肉骨粉給餌禁止後に生まれた牛のBSE例の増加などの新たな事態に対する追究を優先して行うべきである。それら前提となる確認作業を抜きにした、BSE発生国からの牛受精卵の輸入解禁を認めるわけにはいかない。」という御意見がございました。

これに対しては専門調査会といたしましては、農林水産省から意見を求められた本件に係る食品健康影響評価については、牛受精卵を介したBSEの伝達性の可能性について、牛受精卵そのもののBSEの伝達性及び胚の取扱いによるBSE異常プリオンたん白質の汚染防止の関連から審議が行われ、かぎ括弧内は、先ほどありました結論でございますけれども、「現在の知見では、牛受精卵によってBSEが伝達される科学的根拠はなく、国際受精卵移植学会の勧告に従って、採取・取り扱われた牛受精卵によるBSEのヒトへの食品健康影響は無視できると考える。」との結論が出されたところです。その際、検討されたWrathallらの研究報告では、母牛から子牛へのBSE感染の危険性が最も高いと考えられるBSEを発症した牛から回収された牛受精卵であろうとも、BSEを発症した牛受精卵であろうとも、BSE感染性を伝達することはありそうにないと結論付けられています。

なお、今回の結果はOIEの規約と同様の内容となっています。

また、受精卵の情報の管理は管理機関の問題であり、輸入された受精卵及び受精卵に由来する個

体を含めた必要な管理がなされるものと承知しています。

今後とも、関連情報の収集に努め、新たな科学的知見が得られた場合には、必要に応じて科学的審議を行ってまいります。というのが専門調査会の御回答でございます。

それから、2番目の御意見といたしましては、これはWrathallらの論文は、受精卵からBSEが伝達されないだろうということはかなり明確に示されており、科学的に証明されていることなので、BSE発生国からの牛受精卵の輸入は認めるべきである。

それから、BSE発生国であっても、科学的に安全であることが証明される受精卵を輸入することができれば、優秀な遺伝子を導入し続けることができ、これは日本の乳牛にとって非常に重要なことであるという御意見でございました。

これにつきましても、専門調査会の回答は、コアとなる部分は、「農林水産省から意見を求めた本件については」といたしまして、先ほどの御結論が書いてございまして、その結論が出されたところです。この結果は、食品安全委員会における審議を経て、農林水産省に通知され、それを踏まえて同省において輸入を認める等のリスク管理措置が講じられることになりましますという回答で、専門調査会としては、当初の説明したような結論を変更する必要はないとの結論に達しましたので、1月14日付けで安全委員会委員長あて御報告をされたものと承知しております。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明、あるいは資料の2-1に書いてあります記載につきまして、何か御意見、質問などがございましたら。

ないですか。それではないようでございますので、BSE発生国からの牛受精卵の輸入に関しまして、プリオン専門調査会における結論と同じであります。が、「現在の知見では、牛受精卵によってBSEが伝達するという科学的根拠はなく、国際受精卵移植学会の勧告に従って採取・取り扱われ牛受精卵によるBSEのヒトへの食品健康影響については無視できると考える」ということによるしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

寺田委員長 どうもありがとうございました。それでは、引き続きまして、疾病に罹患した肉等の廃棄基準につきまして、よろしく願いいたします。資料の2-2でございます。

村上評価課長 それでは、資料の2-2に基づきまして説明をさせていただきます。

本件につきましては、その最後のページに「参考」というものが添付されておりますが、これが本件に関する審議の経過でございます。

「参考」の表題が「牛疾病」となっておりますが、この「牛」は要りませんので、失礼をいたしました。家畜全部でございますので。

本件につきましては、昨年10月17日に厚生労働大臣より食品安全委員会委員長あてに食品健康影響評価の要請のあったものでございます。

同10月23日に、第16回の食品安全委員会において厚生労働省より意見の聴取を行いまして、11月4日及び11月28日の第1回及び第2回食品安全委員会微生物・ウイルス合同専門調査会において調査審議が行われました。その後12月4日、第22回の食品安全委員会におきまして、この調査審議の結果、微生物・ウイルス合同専門調査会が作成した報告書の案につきまして、本委員会に御報告をさせていただきまして、これに基づいて意見の募集をしてもよろしいかということについてお諮りをいたしました。意見の募集をしてもよいという御判断でございましたので、その日、12月4日から本年の1月の6日まで本件に対する意見の募集を行ったところでございます。

本件については、御意見はありませんで、御意見、情報については0件ということでございます。その結果を踏まえまして、1月14日付けで微生物・ウイルス合同専門調査会の座長から食品安全委員会の寺田委員長あてに「疾病に罹患した家畜の肉等の廃棄基準の見直しに係る食品健康影響評価について」という報告書が提出されたものでございます。

この内容についてかいつまんで簡単に御報告をさせていただきますが、基本的に本件は、食品衛生法及びと畜場法、食鳥検査法の改正に当たって、家畜伝染病予防法で規定された疾病については、すべてそれぞれの法律で規定をするという考え方が適切かどうかということでもあります。もちろん家畜伝染病予防法上、排除されるべき疾病に罹患した家畜については、本来、食鳥処理場、あるいは、と畜場に回らず食品にはならないものとなるはずでございますけれども、入念に、それぞれの法律でも同様の規定を書こうということでもあります。それに伴いまして、廃棄基準の考え方を整理したということでございます。

廃棄基準の考え方といたしましては、2ページの一番下の段落から書いてございますが、**は**、ヒトへの病原性が指摘される疾病について、とさつ・解体禁止、全部廃棄。それから、**と**いたしまして、それ以外の疾病についても、とさつ・解体禁止、全部廃棄ということでもあります。あるいは**は**については、疾病ではなくて、潤滑油によって汚染されたものについては、その汚染部分の廃棄というような考え方があります。

これらの考え方は、ヒトへの病原性が指摘される疾病については、国民の健康保護の観点からとさつ・解体禁止、全部廃棄とすることとし、それ以外の疾病にあっても、ヒトへの病原性に関する科学的データが乏しく、現時点においてヒトの病原性がないと判断することはできないとの考えから、リスク管理処理としてとさつ・解体禁止、全部廃棄とすることが妥当であるというような考え方に立っているというものであります。

これらのことにつきまして、専門調査会での結論は、3ページの4のところに書いてございます

が、1といたしまして、ヒトへの病原性が指摘されている疾病に罹患した家畜の肉等の一部を食用とすることについて、現在把握している知見ではヒトに対しての食品健康影響評価（リスク）は否定できない。

2といたしまして、ヒトへの病原性が指摘されている疾病以外の疾病については、現在把握している知見ではヒトへの病原性を有していないとはいえないことから、それら疾病に罹患した家畜の肉等の一部を食用とすることによるヒトに対しての食品健康影響（リスク）は否定できない。

3といたしまして、異常が認められた家畜の肉等については、異常が認められた部分を確実に除去すれば食用とすることによるヒトに対しての食品健康影響（リスク）は無視できるものと評価される。なお、異常の程度を判断する基準については、検査実施要領等に明確にし、これに基づいてと畜場等における検査及び措置が適切に実施されることが望ましい。

4といたしまして、厚生労働省は、引き続き疾病のヒトへの病原性に関する科学的知見の収集や異常の原因究明等の調査研究に努め、当委員会はそれらによって得られた知見に基づき、リスク評価の見直しを適宜行っていくことが必要である。

以上の結論になったものでございます。

以上、簡単ですが、説明させていただきました。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明、あるいは資料の2 - 2の記載につきまして、何かコメント、あるいは御意見がございましたらお願いいたします。質問事項でも結構です。

本間委員 処分したという最終確認ですね、これはその業者がしたと届け出ることだけでよろしいんですか、あるいは、チェックされるという機構はどこに残っているのでしょうか。

村上評価課長 基本的にこれはと畜場及び食鳥処理場、これは幾つかの安全保障のバリアがあるわけでありまして、1つは、家畜伝染病予防法上排除されるもの、そういうものが、と畜場や食鳥処理場に行くわけではないということがあるわけですが、もし万が一行った場合でも、と畜場、あるいは食鳥処理場においてチェックが行われて、それについて、これはとさつ・解体禁止、あるいは全部廃棄すべきだということになれば、そこで処理がされることになると思います。その記録は残ると思います。

本間委員 もちろん大事な記録ですよ。要するに、処理がちゃんとされたという確認は、書類上届け出たということをもって、それで成立ということですか。

寺田委員長 どうぞ。

見上委員 最後に獣医さんが検査して、何でもないと体には青い判子を押し、押していないと市場に回らないようなシステムになっています。ただし、課長もおっしゃったように何ヶ所ものバリ

アがあって、最終的に獣医さんが検査をする、そういうふうになっています。

寺田委員長 よろしいですか。

本間委員 わかりました。

寺田委員長 私の方から。3番の異常が認められたというのは、これはどういう異常を想定しているわけですか。

村上評価課長 例示といたしましては、例えば、潤滑油によって一部が汚染された肉、あるいは色が変わっているとかそういうような、別に疾病とは関係ないけれども、明らかにその肉の一部が食用に供することができないような異常と。

寺田委員長 そうしますと、ここの下の方に、なお書きで「実施されることが望ましい」と書いてありますが、僕はこういうところの文章の書き方がわからないんだけど、望ましいというのは、望ましくないという考え方の対比になるのか、一応、柔らかい言い方だと思うんですが、そんなものでいいわけですか。言葉の問題ですけれども。

村上評価課長 ここが「望ましい」となったのは、基本的にこの部分については、管理措置の内容でありますので、それで、あまり踏み込むことはないかなという、そういう御判断だったんだと思いますが、ただ、内容としては、実施されるべきであるという趣旨だと思いますので。

寺田委員長 わかりました。どなたかほかにございますか。

それでは、ただいまの説明で、微生物・ウイルス合同専門部会の報告を当委員会として了承するというところでよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

寺田委員長 どうもありがとうございました。それでは、続きまして、農薬ピリダリルに関しまして、事務局から説明をお願いいたします。

村上評価課長 それでは、資料2-3に基づきまして御説明をさせていただきます。

これも、検討の経緯につきましては2枚めくっていただきまして、1枚めくると「農薬評価書ピリダリル」という表紙のようなものが出てまいります。その次のページを御覧いただきまして、検討の結果が出ております。

ピリダリルは殺虫剤でございますが、これは2002年の9月26日に農薬登録の申請が企業からございまして、それに基づいて、昨年10月29日に厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について意見を求められておりました。11月6日の食品安全委員会第18回の会合におきまして、厚生労働省より、要請事項の御説明を聴取いたしまして、12月3日の農薬専門調査会の第3回の会合で、本件について御議論をされたところでございます。12月11日の第23回の食品安全委員会におきまして、農薬専門調査会で作成しました評価の案につきまして御報告をいたしまして、それに基

づいて意見の聴取、国民から広く意見を聴取するという作業に入ってもよろしいかどうかということについてお諮りをし、御了解をいただきましたので、12月11日から本年1月7日まで意見の聴取、意見の募集を行ったところでございます。

その結果、意見あるいは情報は特段ございませんで、その結果に従いまして、1月14日付けで農薬専門調査会の座長より、食品安全委員会の寺田委員長あてに御報告があったものでございます。

本品は、さらにもう1枚めくっていただきますと構造式が出ておりますが、このような形をした殺虫剤でございます。鱗翅目、総翅目等の害虫に対して防除効果を発揮するというものであります。

本品についての毒性については一度御説明をさせていただきましたけれども、本品については、急性毒性試験あるいは刺激性、皮膚感作性、亜急性毒性試験、それから12か月のイヌの慢性毒性試験及びラット、マウスを用いました発がん性試験、それからラットを用いた繁殖試験、あるいはウサギを用いた催奇形性試験、それから遺伝毒性試験等々が行われております。

結果といたしましては、本品につきましては、発がん性は認められない。繁殖毒性は認められない。催奇形性も認められないという結論になりました。遺伝毒性についても認められないという結論になったわけでございます。

16ページの表6というものがございまして、これを御覧ください。これが本品につきまして、実施されました安全性試験の結果の一覧表でございます。このそれぞれの試験における無毒性量、毒性が表れなかった量というものを横に並べて見てみますと、ラットの繁殖試験のPというのは親ですが、親の雄が一番感受性が高いといいますが、無毒性量が一番小さい数字になっておりまして、これは体重増加抑制、あるいは摂餌量の減少というものがこれ以上の群で見られたというものでございます。

この結果に基づきまして、16ページの下の方に書いてございまして、ADIとしては2.80mg/kg体重/日の100分の1、0.028mg/kg体重/日を採用してはどうか、採用するのが適当であるというのが農薬専門調査会の御結論でございます。以上、簡単ですが。

寺田委員長 ただいまの説明、またこの資料の2 - 3の記載につきまして、何か御意見、あるいは質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。それでは、農薬ピリダリルに関しましては、これも農薬専門調査会におけるものと同じ結論とはなりますが、ピリダリルの一日摂取許容量を0.028mg/kg体重/日と設定するというところでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

寺田委員長 どうもありがとうございました。それでは引き続きまして、イミダクロプリドを主成分とする動物体に直接適用しない毒物用殺虫剤(ノックベイト)に関しまして、事務局から説明

をお願いいたします。

村上評価課長 それでは、資料 2 - 4 に従いまして御説明をさせていただきます。

本品につきましては、後ろから 2 枚目、「参考 1」というのが添付されてございますが、それを御覧ください。

本品につきましては、昨年の10月31日付けで農林水産大臣及び厚生労働大臣より本委員会委員長あてに食品健康影響評価の要請のあったものでございます。昨年11月13日の第19回食品安全委員会におきまして、両省より御意見を聴取いたしました。それから、12月5日の第2回動物用医薬品調査会において調査審議が行われまして、そこでの調査審議の結果、取りまとめられましたものですから、12月11日の第23回食品安全委員会に御報告をいたしまして、この報告書の案に基づいて御意見の募集をさせていただきたいということをお諮りいたしました。御了解をいただけましたので、12月11日から本年の1月7日まで本報告書案に対する御意見の募集をしたところでございます。これに基づきまして、御意見は1件提出されました。それが参考2に添付をされております。その御意見をいただいた上で、専門調査会では、当初の判断を変更する必要はないという御結論になりましたので、11月14日付けで動物用医薬品専門調査会の座長より本委員会の寺田委員長あてに報告書が提出されたものでございます。

本品につきまして簡単に御説明をさせていただきますが、資料 2 - 4 の 2 ページ目を御覧ください。そこにはイミダクロプリドの構造式等が書いてございますが、これは基本的に動物体に直接適用することではなく、この 2 の真ん中あたりに「製剤について」ということが書いてございますが、動物用の殺虫剤ですけれども、畜・鶏舎内及び周辺のイエバエ成虫の駆除を目的として、畜・鶏舎内の通路及び出入り口等の家畜が経口摂取できない場所に、床面積100平米当たり200gを適切な容器に入れて設置して使用するというものであります。ハエが商品名のノックベイトとイミダクロプリドの製剤に直接摂食をした結果として、そこで死ぬという使い方をするものであります。

専門調査会におきましては、この3の「食品健康影響評価について」というところに書いてございますが、上記のように、当製剤はその使用方法で適切な容器に入れて設置する方法に限定されており、動物体に塗布したり、周辺への噴霧や散布も行わないことから、動物が主成分であるイミダクロプリドに暴露することはない。

また、イミダクロプリドは蒸気圧が 4×10^{-10} Pa (20) と極めて低く、常温・条圧下ではほとんど揮発しないと考えられることから、容器から主成分が揮散し、これを動物が吸入し暴露をすることも考えにくい。

これらのことから、当製剤が適切に使用される限りにおいて、動物がイミダクロプリドが暴露され、食品中にイミダクロプリドが移行・残留し、ヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるも

のと考えられるという御結論になったものでございます。

これに対しまして、最後のページを御覧ください。「参考2」というのが書いてございますが、そこにありますものがいただいた御意見でございます。御意見は1つでございまして、畜鶏舎内の清掃が不十分で、餌と共にハエの死骸を家畜等が摂取する可能性があるのではないかという御意見でございました。

これにつきましては、専門調査会では、御検討の結果、欄の右側に書いてございますような回答をするということでございます。「蓄鶏舎の清掃が不十分なことによるハエの死骸の餌への混入の可能性を完全に否定することはできませんが、当製剤は畜鶏舎内の通路及び出入り口等の家畜が経口摂取できない場合に設置するものであることから、適切に使用する限りにおいて、餌にハエの死骸が混入する可能性は少なく、こうした間接摂取による動物の暴露は実質的に無視できるものと考えています」というのが専門委員会での御回答でございました。

これに基づきまして、専門調査会では、当初の食品健康影響評価案を変更する必要がないという御判断になりまして、1月14日付けで専門調査会座長より食品安全委員会寺田委員長に対して御報告が行われたものでございます。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。どなたか御質問、御意見はございますか。

これは実際にどうしてハエを殺すわけですか、置いておくだけですか。具体的にどういうことですか。

村上評価課長 ハエがなめるんだそうです。

寺田委員長 好きなわけですか。

村上評価課長 ええ。

寺田委員長 それから、ここに書いてある既にイヌ、ネコ用のノミ駆除剤として使われているということですが、安全のところでは、触れないから大丈夫だと書いて、上はまさに塗っているわけですね。これは直接関係ありませんけど、どういうことなんですか、量の問題ですか。

村上評価課長 恐らく、食品に混入する可能性があるかないかという。

寺田委員長 わかりました。ほかに何かありますか。

それでは、ただいまのイミダクロプリドは主成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤（ノックベイト）に関しましては、これも動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、当製剤が適切に使用される限りにおいて、動物がイミダクロプリドに暴露され、食品中にイミダクロプリドが移行・残留し、ヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものとする。よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり。)

寺田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、厚生労働省の外口参事官がおいでになりましたので、順番を議事の1番、「国内における高病原性鳥インフルエンザの発生について」に移りたいと思います。それでは、これにつきまして、厚生労働省あるいは農林水産省から説明をいただきたいと思います。まず、厚生労働省の外口参事官の方から説明をお願いいたします。どうぞ。

外口参事官 遅れて参りまして大変失礼いたしました。鳥インフルエンザの件でございますけれども、説明は農林水産省の方から先に説明させていただきます。

栗本衛生管理課長 それでは、資料1 - 2になりますけれども、国内における高病原性鳥インフルエンザの発生について、概要を御説明させていただきます。

家畜伝染病に指定されております高病原性鳥インフルエンザの発生がございまして、国内では1925年(大正14年)に、これは奈良、千葉、東京で発生をしたという記録がございまして、それ以来79年ぶりの発生でございます。

発生の概要でございますけれども、農場の所在地は山口県阿武郡阿東町でございまして、農場は採卵鶏農場、この飼養羽数は3万4,640羽ということでございます。

発生の経過でございますが、年末ごろから少しずつ鳥が死んでいるという状況があったようでございますが、私どもが県庁の方から話を聞きましたのは1月11日でございまして、管轄の家畜保健衛生所から県庁を経由しまして、私どもが鳥インフルエンザの発生を疑う症例が出ているという連絡をもらっております。その後、直ちに独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構の動物衛生研究所におきまして、病性鑑定を行ってもらいまして、12日の未明、1時過ぎぐらいに結果が出まして、H5亜型のA型インフルエンザウイルスの感染が確認されたということになりました。家畜伝染予防法上は、H5であれば、高病原性鳥インフルエンザという取扱いをいたしますので、家畜伝染予防法上の患畜ということで確定がされたわけでございます。

さらに、動物衛生研究所におきましては、さらに病性鑑定を進めてございまして、13日になりまして、検出された高病原性鳥インフルエンザウイルスは血清亜型H5N1であることが確認をされております。

このウイルスは、韓国等で分離されているウイルスと血清亜型が同一でございますけれども、今回確認された結果のみでは、その関係を明らかにするという事はまだ不十分だと考えております。引き続き、感染経路の特定のための疫学調査を実施することとしております。

次に、防疫対応の状況でございますが、まず、初動防疫措置といたしまして、発生農場について、これは既に部外者の農場への立入制限、卵の出荷自粛、これは県の方で早めに指導してもらってお

りまして、鶏舎の消毒等も進められておりました。

さらに、公衆衛生部局とも連携をしながら、家畜伝染病予防法、それから、昨年9月に高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアルというのを既に作成しておりまして、これに沿って発生農場の飼養鶏、これはすべて殺処分ということ、そして消毒、周辺農場における移動の制限、疫学調査の実施等、必要な防疫措置を進めているところでございます。鶏の殺処分につきましては、12日すぐに準備に入りまして、13日には殺処分に着手しております。現在、鋭意続けてもらっているところでございます。

それから、消毒、周辺農場における移動の制限につきましては、12日の時点で既に対応が始まっております。周辺農場、これは下の方に少し小さな字で書いてありますが、半径30km以内の区域を移動制限区域といたしまして、ここの中にある農家、ここについては順次連絡が取れ次第、移動の制限をお願いするという自主的な対応をすぐをお願いしまして、都道府県知事の告示も同日付けで、遅くなりましたけれども、措置をしております。

それから、次のページでございますけれども、生きた鳥との接触、ここは後ほど厚生労働省の方から補足していただきたいんですが、生きた鳥との接触等により、ヒトに感染した例が知られているものの、食品（鶏卵、鶏肉）を食べることによってインフルエンザがヒトに感染することは世界的にも報告されていないということ。それから、先ほど御説明いたしました移動の制限によりまして、制限地域からの生きた鶏、それから卵の出荷は禁止されることとなります。

（2）につきましては、厚生労働省の方の対応ですので、説明をお願いしたいと思います。

私の方は以上でございます。

寺田委員長 では、厚生労働省の方から。

外口参事官 厚生労働省の方の対応でございますけれども、資料の1-1を御参照願います。

先ほど農林水産省の方からお話がありましたけれども、この鳥インフルエンザにつきましては、食品を摂取することによるヒトへのインフルエンザ感染は、これまで報告されておりません。ヒトへの感染が起きるかどうかということでございますけれども、まれに鳥からヒトへの感染が見られたという報告があります。それは今までの例ですと、香港、オランダ、あるいはベトナムで報告例があります。

どういった場合に感染するかというと、病気の鳥と近距離で接触した場合、あるいはそれらの排泄物等に接触するなどした場合が多いと言われております。ただ、いずれにしても、報告例自体はまだ数十例ほどではないかと思っております。

私どもが行っている対応でございますけれども、山口県の方と協議いたしまして、念のため、当該施設から出荷された鶏卵について自主回収を行うよう事業者を指導しております。そしてまた、

山口県を通じて養鶏従事者と関係者に対しまして、健康状態の確認、あるいは感染防御の徹底を指導しているところでございます。また、併せまして、鳥インフルエンザについてのQ & Aもホームページに掲載いたしまして、一般の自治体とか、医療関係者の方等に情報提供するとともに、ヒトへの感染例がないかどうか十分注意してみたいこうとしております。

この鳥インフルエンザについて、診断は仮にヒトに感染したらどうなるかということですが、これはA型の普通のインフルエンザのウイルスの検査にひっかかりますので、もし陽性になれば、その中でタイプを分けていくと。具体的には、H5N1になりますので、一般のA型インフルエンザウイルスであるかどうかを検査した後で、H1ではない、H3ではないというふうに分けて、後でPCRで細かく見ていけば特定できると思います。

それからあと治療ですが、ワクチンはまだできておりません。ただ、抗インフルエンザ薬が恐らく重傷化を防ぐのに有効ではないかと考えられております。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明等につきまして、何か御質問、あるいは意見、付け加えることなどがございましたらお願いします。

見上委員 疫学調査を鋭意行っているということなんですけれども、今日現在何かわかったことがあったら教えてください。

栗本衛生管理課長 私どもが聞いておりますのは、ここの農場の鶏は福岡県の農場から来ているということがわかっております。その農場からもう1か所、福岡県内の別の農場にも鶏が送られたということがわかっておりまして、それは福岡県の方で立ち入り検査をやってもらっておりまして、特に異常がないという報告を受けております。

見上委員 もう1点か2点。感染源に関しても、疫学調査をやりながら、どこから来たかとか、そういうこともおやりになっているわけですね。

栗本衛生管理課長 まず、今のところは最も力を入れているのは、当該農場での鶏の処分に最大の力を入れています。ですから、関係する車両の出入りですとか、ヒトの動きですとか、そのことも調べていくことになるんですけれども、その進捗状況についてはまだ確認ができておりません。

見上委員 食品、要するに鶏卵だとか鶏肉を食べることによって、インフルエンザウイルスがヒトに感染した報告例はないということは、十分理解しているんですけれども、例の香港とかベトナムで分離されたものも同じH5N1なんですよね。その両方のケースは、間違いなく感染した鳥と人間が密にコンタクトして感染したと思われるんですけれども、ところが一方、韓国の例、100万羽近く淘汰した相当規模の大きい流行で、韓国の人たちが感染したというような調査結果とか、新聞等で見ると範囲内ではないということで、それでよろしいんですか。

外口参事官 まだ報告はありません。

見上委員 今後ぜひ農水の方も厚労の方も、我々やりたくてもそういうことはできませんので、ぜひ流行を山口県で、この発生した農場だけで抑え込めるように努力していただけると、食べ物から来ないにしても、要するに広がっちゃうと大変ですから、よろしく願いいたします。

以上です。

寺田委員長 これに関していいですか。

坂本委員 食品から、つまり卵や鶏肉からヒトへの感染はないというのは、今も十分お話を伺いましたけれども、それでなおかつ卵を回収しておられるというのは、例えば、卵殻の表面に何らかの感染源になるようなものが憂慮されての処置ですか、それとも、消費者に対して、ここにある卵は全部市場に出さないという安心を得るための行動なんでしょうか。

外口参事官 御指摘のような点もあるかと思いますが、やはり、安心の面が大きなファクターを占めていると思います。

寺田委員長 どうぞ。

中村委員 移動制限を30キロというふうな距離にされたのは、何か根拠があるんですか。

栗本衛生管理課長 私の理解では、1羽の鳥が飛び回る可能性のある距離というふうに決められたというように理解しております。（注：「鳥」は「ハエ」の誤り）

中村委員 鳥というのは、何も鶏じゃなくて、鶏は30キロ飛ばないでしょう。普通のあれですかね、その病原に例えばなり得る運搬の鳥というような感じですか。

栗本衛生管理課長 はい。

寺尾委員 韓国の例を見ていますと、韓国も最初、てんやわんやで抑え込もうとしたんですけども、結構広がっちゃいましたよね。というのは、今、中村委員がおっしゃったように、鳥がどこから飛んできてあっちこちに広めたという、最初に発生したところから広まっていったというより、むしろ、あっちこちにどこから飛んできた鳥が広げたという可能性もあるわけですよね。そうすると日本も、今の山口県の対応というのは非常によくわかるんですけども、もしかしたら、とんでもないところで発生する可能性というのはあり得ますよね、渡り鳥がもし来るとして。そういうことについては、何か対応をしていらっしゃるのでしょうか。

栗本衛生管理課長 可能性としては、そういうことも視野に入れておまして、昨年12月24日に韓国での疾病の広がりを懸念して、全国に注意喚起の通知を出したり、今、全国で家畜衛生担当者がきちんとした監視をしてくれているものというふうに理解しております。また今日、夕刻以降、家禽疾病小委員会という専門家の先生にお集まりいただく機会を予定しております。今とっております防疫措置について御説明をして、不足の部分がないかどうかということにつきましては、御意

見を伺って対応したいと考えております。

寺田委員長 私も聞こうと思ったサーベイランスのことですね、そのところ、よろしく願いいたします。ほかに何かありますか。

これは、先生は鳥のウイルスの専門家だから、本当はそちらに行かなくちゃいけないんだけど、要するに渡り鳥には症状がない、症状が出るのは鶏だけ、鳥の中で。

見上委員 鶏もむしろ抵抗性なんです。七面鳥が顕著な症状を出します。渡り鳥というのは、水禽類、カモ、アヒル、それから空飛ぶ一部の鳥類は腸管にウイルスを持っているんですけども、ほとんどの場合、病気を起こさない。鶏やアヒルとか、ウズラとか、いわゆる家禽、水禽が感染すると時々、弱いものもありますけれども、そういうものだと思います。

寺田委員長 カラスは大丈夫ですね。

見上委員 カラスというのは非常におもしろい動物で、私も、今から20年ぐらい前ですかね、カラス退治に行きまして、というのは、北海道では、カラスがスイカを食べたり、農家を困らせるので、鉄砲を撃つ人たちに頼んでカラス1匹何円とあって、撃ち落としたカラスを全部持っていくのは大変ですから、足だとかそういうものを持っていくんですけども、その過程で相当数のカラスの糞便を調べたことがあるんです。本当にカラスというのは不思議な動物で、そういう病原体というのは持っていないんですよ。ですから、一見カラスというのは、世の中の汚いものをちゃんと食べてきれいにしてくれる動物だなという感じがあります。

寺田委員長 またちょっと余分なことを言ったんですが、今日、農水省の方で委員会を開かれるのでしょうから、また情報として、こういう会でなくてもいいですから、どういう鳥がキャリアになってということをお知らせできればきちんとした形で教えていただければ、また、その本質的なことではないかわかりませんが、万が一のサーベイランスの問題など、ほかへの伝播についてもわかればすぐ教えて下さい。それから、塩基配列は今決定されている最中ですね。

栗本衛生管理課長 まだ結果は出てないです。

寺田委員長 香港とか、今言われましたけれども、ハノイとか、それから韓国も塩基配列は決まっているわけですか。

栗本衛生管理課長 ちょっと確認できていないんですが、いずれにしても、感染症研究所と動物衛生研究所との間で、多分、連携をとって進めてもらうことになると思います。

寺田委員長 ありがとうございます。ほかにはございませんか。

小泉委員 ヒトにうつる場合のことなんですが、恐らく高濃度で曝露されたときだと思んですが、宿主側の条件というのでしょうか、例えば、子どもとか、年寄りとか、そういった宿主の感受性みたいなものはあるのでしょうか。

外口参事官 分析できるだけの症例数が集まっていないと思いますけれども、子どもの発生例もあります。

寺田委員長 ほかにございませんか。本件につきましては、先ほどからも言われていますように、食品を介したヒトへの感染の事例はないということをも十分踏まえて、皆さんもそういうふうな冷静な対応をされていると考えますが、やはり広がっていくというのはあれなので、厚生労働省、農林水産省におかれましても、引き続き情報の収集、あるいは分析、それから近隣の諸外国の状態とかサーベイランス、ぜひよろしくお願いいたします。

外口参事官 先ほどの小泉委員の御質問、追加しますけれども、ベトナムの例だと疑い例を含めて14名の重篤な肺炎のうち、小児が13名ということで、ベトナムの例では子どもの方が重い症状を起こした例があったということです。

寺田委員長 じゃ、引き続き情報収集とか、予防措置が一番大事だと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次は議事の2が済みましたものですから、3というところになりますが、「食の安全ダイアル」に寄せられた質問につきまして、12月分、事務局の方から説明をお願いいたします。

藤本勧告広報課長 それでは、資料3を御覧いただきたいと思います。

12月分につきましては、60件ございました。食品安全委員会関係が15件、食品影響評価関係が11件、基本法関係が5件等々でございます。特に米国でのBSEの発生がございましたので、BSE関係で16件あったというような内訳になってございます。

問い合わせの多かった質問等ということで、例月どおり整理しておりますけれども、まず、食品安全委員会関係ということでは、問いとしまして、「遺伝子組換え食品について意見を聴く会」とか、あるいは「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準案等に関する意見交換会」の開催がありましたけれども、それについての御質問がありましたので、その趣旨等について教えてくださいという形の問いを整理してございます。

アンサーの方でございますけれども、食品安全委員会においては、食品健康影響評価を行う際に、関係者との相互の情報、意見の交換、いわゆるリスクコミュニケーションを行うこととしています。この評価に関するリスクコミュニケーションは、通常、評価に関する情報をホームページに掲載したり、評価案に対する意見を募集したり、「食の安全ダイアル」などを通じて、直接、疑問にお答えしたりすることによって行っていますが、特に、国民の関心が高いと考えられる案件の場合には、専門家と消費者、事業者が膝をつき合わせて議論できる意見交換会などを開催することも必要と考えています。

ご指摘の「遺伝子組換え食品についてご意見を聴く会」及び「遺伝子組換え食品（種子植物）の

安全性評価基準案等に関する意見交換会」については、今後、食品安全委員会が、国民の関心の高い遺伝子組換え食品の安全性を審査していく際の基準について、専門調査会での基準案作成の議論に資するため、国民の間にどのようなご意見があるかを聴取する必要があるのではないか、また、基準案が出来上がり、国民からの意見募集をしている間に、直接意見交換を行う必要があるのではないかとの食品安全委員会の判断により実施されたものですということで、次のページでございませうけれども、今後とも、食品安全委員会としては、国民の関心が高いと考えられる案件について評価を行う場合、このような意見交換の場を設け、よりよい評価につなげていくこととしておりますという答えを整理してございます。

次のリスク評価の関係でございませうけれども、幾つか御質問、問い合わせがございました。1つが加工食品中の添加物の安全性についてでございます。

アンサーの方でございませうけれども、添加物は、種々の試験で安全性が確認された上で指定を受けています。また、例外的に指定を受けずに使用が認められている既存添加物は、長年の食経験があるものです。いずれについても、新たに毒性を疑わせる知見等が得られた場合には、必要に応じて安全評価を行うこととなりますということでございます。

また、加工食品中の添加物については、国内に流通しているものは保健所が、海外から輸入されているものについては検疫所がそれぞれ基準に合った添加物を使用しているかどうかの検査等によって確認が行われていますということで整理してございます。

2番目の質問で、天然由来の食品素材やそれらの加工品の安全性についての問い合わせがございました。

それらに対しましては、食品として摂取できるものについては、特に事前の安全性の審査等が行われていません。ある食品について安全性を疑われる知見等が得られた場合には、必要に応じて安全性の評価を行い、必要な措置を講じることとなりますということで整理してございます。

3番目に、遺伝子組換え食品の安全性についての質問がございましたので用意してございます。遺伝子組換え食品については、品目ごとに安全性の審査を受けることが法律（食品衛生法）で定められており、未審査の遺伝子組換え食品の国内流通は禁止されています。

現在、安全性審査が終了したものは55品目あり、いずれも昨年7月までに厚生労働省において、新たに導入した遺伝子によってもたらされる変化、例えば毒性とかアレルギー誘発性などでございますが、それらについて、その安全性が確認されたものです。

食品安全委員会発足以降、遺伝子組換え食品の安全性審査は、当方で行っているわけでございませうけれども、現在、国際的基準を踏まえ、安全性評価基準の作成を進めているところであり、成果がまとまり次第、要請が来ている個別の遺伝子組換え食品について、安全性の確保を最優先に審査

を行うこととしておりますという整理をしております。

次に、基本法の関係で質問がありました。1つが食品安全基本法の中での消費者の位置付けについての質問でございます。

これにつきましては、この法律では、食品の安全性は、行政機関、食品関連事業者など、それぞれの関係者がそれぞれの責務や役割をはたすことにより、はじめて確保されるものとの考え方に立ち、食品の安全性の確保の第一義的責任は食品関連事業者にあることを明らかにしています。消費者についても、関係者として、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深め、積極的に意見を表明していただくことで、食品の安全性はより高まるものと考えられており、消費者が「食品の安全性の確保に積極的な役割を果たす」ことを期待されておりますということでございます。

2つ目に、食品安全基本法によって、食品に関する安全性が具体的にどのように向上するのでしょうかということがございまして、アンサーの方でございますけれども、食品安全基本法では、基本理念とか各関係者の責務、役割、また、施策の策定に係る基本的な方針、さらに食品安全委員会の設置等が規定されています。

食品安全委員会は、リスク評価を実施する機関として、リスク管理機関から独立して内閣府に設置されています。リスク管理機関が食品の安全性の確保のために実施する施策は、リスク評価の結果に基づいて策定されますので、食品安全委員会が、客観的かつ中立公正な科学的評価を実施することが非常に重要です。このように、科学的な評価に基づく食品安全行政を推進することにより、食品の安全性は高まるものと考えています。

また、食品安全基本法の趣旨に沿った形で同時に食品衛生法や肥料取締法等の関係法が改正されており、これらにより食品の安全性の向上を具体的に図っておりますということで整理させていただきます。

最後にBSE関係でございます。

BSEの関係では、食品安全委員会での対応とか、あるいは米国産の牛肉等について政府としてどのような対応を行っているのかといったようなこと、輸入禁止措置などについての質問、問い合わせがございました。そういうことでまとめて整理させていただきます。

平成15年12月24日に米国においてBSEが疑われる牛が発見されたとの情報を得て、同日より米国産牛肉の輸入を緊急停止と、同年12月26日にBSEであることが確定したことから、食品衛生法第5条第2項に基づき輸入が禁止されました。

既に輸入され、国内に流通されている米国産の牛肉及び牛肉等を用いた加工品については、特定部位が混入している又はそのおそれがあるものについて回収の指示が輸入業者に対して行われることとされています。

現在、検疫所において輸入状況の調査が実施されているところですが、特定部位の混入又はそのおそれがあるものが確認され次第、順次廃棄等の措置がとられることとなっています。詳しくはホームページでリンクが張れるようにしてございます。

食品安全委員会では、平成15年12月25日と平成16年1月8日の委員会において厚生労働省及び農林水産省から報告を受け意見交換会、「会」が誤植で入ってございますが、意見交換を行っています。すみません、ちょっと訂正いただければと思います。

また、平成15年12月29日には、米国側から説明を聴取するための日米会合に関係省とも出席しました。さらに、平成16年1月8日からの政府合同の調査チームの派遣に参加するなど各種情報の収集等に努めているところですよという形で整理してございます。

以上、私からの説明を終わらせていただきます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、何か質問などございますか、あるいは御意見など。

よろしいですか。それでは、その他ということになっていますが、何かありますか。

梅津事務局長 前回の委員会で中村委員から、アメリカのBSEにつきまして、例えば、12月30日に発表した対策のより具体的内容とか、それらの実施の時期とか御質問がございましたけれども、御案内のとおり、先週から調査チームがアメリカとカナダに訪問して、その辺を含めて調査している最中でございます。日曜日に帰ってまいりますので、それらからの調査内容がまとまりましたら、またこの場で報告を受けたいというふうに思っております。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ほかに何かございますか。

それでは、本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。

それでは、これでこの委員会は終わりますが、次回の会合につきましては、1月22日木曜日14時から開催いたします。なお、1月21日水曜日14時から遺伝子組換え食品等専門調査会が開催される予定ですのでお知らせいたします。これは公開ということでありまして。どうもありがとうございました。